

令和7年度 ICTを活用した特定保健指導業務（モデル事業） 業務内容書

1. 件名

令和7年度 ICTを活用した特定保健指導

2. 業務目的

北九州市国民健康保険における特定保健指導の実施率は、令和5年度で20.8%となっているが、全国・福岡県を下回っており、さらに向上させる必要がある。特に積極的支援対象者は、特定保健指導の利用割合が低く、必要な保健指導を実施できていない点が課題である。特定保健指導の利用につながらない理由は、実施場所への来所が難しいことや時間的制約などが挙げられている。

特定保健指導の実施率を向上させ、指導の効果を高めることを目的に、情報通信技術（以下、「ICT」という。）を活用した特定保健指導を実施する。

3. 委託期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

4. 業務履行場所

特定保健指導の実施場所は「6. 業務内容」の「(1) ICTによる特定保健指導の実施」に定めるとおりとする。なお、本業務の実施にあたり必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。

5. 対象者

北九州市国民健康保険加入者で、令和7年度に特定健康診査を受診し、下記に該当する者。

(1) ICTを活用した特定保健指導

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）に定められた「積極的支援」に該当し、医療での管理を優先する値（※）のない者で、ICTによる特定保健指導を希望する者。ただし、実施者数が予定に満たない場合は、「動機づけ支援」に該当し、医療での管理を優先する値（※）のない者で、ICTによる特定保健指導を希望する者も対象とする。

※ 医療での管理を優先する値

ア 収縮期血圧 160mmHg 以上または拡張期血圧 100mmHg 以上

イ LDL コレステロール 180mg/dl 以上または中性脂肪 500mg/dl 以上

ウ HbA1c 6.5%以上または空腹時血糖 126mg/dl 以上

- エ 脳心血管病がある（脳出血・脳梗塞、狭心症・心筋梗塞など）
- オ 末梢神経障害がある（感覚障害、運動障害、自律神経障害など）
- カ 骨・関節疾患がある（変形性関節症、骨粗しょう症など）
- キ 重症網膜症がある（糖尿病等の疾患が原因の視力低下や飛蚊症など）

（２）予定対象者数

１００名

６． 業務内容

（１）ICT を活用した特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）（以下、「法」という。）」及び実施基準に基づき、「５．対象者（以下、「対象者」という。）へ ICT を活用して初回面接及び継続支援を行う。対象者への当事業の利用案内、参加申込、同意の取得は本市が行う。なお、支援の方法やポイントの算定要件等については、実施基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法、最新の「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、専門的知見をもって対応すること。

① 初回面接

- ア 健診結果と対象者の生活習慣との関係理解や行動変容の必要性を理解できるよう支援すること。
 - イ 特定保健指導の支援期間や支援方法について説明し、対象者の同意を得ること。また次回支援日を対象者と共有すること。
 - ウ 対象者の特性や課題の重要性によって優先順位を判断し、目標とする行動変容を設定すること。
 - エ 初回面接を行う場合は、映像・音声を確認できる通信機器を用いて実施し、接続に関するサポートも実施すること。
 - オ 対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、具体的に実践可能な行動目標を選択できるよう支援し、特定保健指導支援計画を作成すること。
- ※ 年度内に保健指導を終了する必要があるため、初回支援の実施は 12 月までとする。

② 継続支援

- ア 対象者の取組み状況を把握し、称賛とともに取り組む上での課題の共有と解決を図ること。
- イ 対象者が取組みを継続する意欲を維持できるよう、支援頻度や支援内容を調整すること。
- ウ 初回面接時に設定した目標が達成困難な場合、困難であった背景を聞き取

ったうえで中間評価によって目標を変更し、変更後 2 か月の生活習慣の改善を支援すること（積極的支援のみ）。

- エ 遠隔面接を行う場合は、映像・音声を確認できる通信機器を用いて実施すること。接続に関するサポートも実施すること。

③ 実績評価

- ア 設定した行動目標の達成状況、ならびに身体状況や生活習慣における変化の有無とその背景について評価を行うこと。
- イ 支援終了後も取組みを継続するよう意識づけを行い、次年度の健診受診勧奨を行うこと。

④ 対象者へのインセンティブの企画・提供

ICT を活用した特定保健指導の利用率向上及び脱落率低下を目的としたインセンティブを企画・提案する。インセンティブの提供業務は受託者にて担い、発送予定者や案内文については本市と事前に協議の上決定すること。

⑤ 留意事項

- ア 積極的支援においては、アウトカム評価とプロセス評価を合わせて 180 ポイント達成するように支援を実施すること。
- イ 特定保健指導に使用する教材は、指導開始前に本市に提供の上、使用の可否を確認すること。
- ウ 特定保健指導開始後に治療・内服を開始した場合は、本人経由で主治医の了解を得られれば、保健指導を継続できる。
- エ 支援予定日に利用しなかった場合は、受託者が当日およびその後 1 週間に 2 回程度利用勧奨を行う。
- オ 対象者から必要な情報が得られないために実績評価ができない場合、受託者は対象者に対し複数回勧奨を行うこと。なお、実績評価時点ですでに 180 ポイント以上獲得している場合は、特定保健指導記録に勧奨回数を明記する。
- カ 特定保健指導実施期間中に加入する医療保険の変更等、被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに終了し、本市へ報告するものとする。
- キ 早急に医療につなげる必要がある、緊急を要する場合は、その都度本市に迅速に報告すること。

(2) 付随業務

① 実施計画書の提出

事業開始時に、履行期間における事業の実施計画書を提出すること。計画書には、年間計画及び実務レベルのスケジュールを明記すること。

② 連絡会への出席

年2回程度、本市との連絡会に出席し、連携を図ること。（オンラインでの実施可）

7. 委託料

(1) 実績払い（支払時期については月次または四半期等を本市との協議の上決定）

(2) 委託料の算定基準

各支援段階における支払い割合を提示すること。また、脱落の取り扱いについても明記すること。

8. 報告及び成果物

本業務について、以下を本市に報告すること。

ア 本市の Kintone に記録を登録するための特定保健指導記録の csv データ

イ 特定保健指導実施状況報告書（年報）

※アについては、本市が定める様式とする。

9. その他

(1) 法第 28 条及び実施基準「第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 25 年厚生労働省告示第 92 条)」に示されている委託基準を順守すること。

(2) 業務の遂行にあたっては、「北九州市情報化推進要綱」「北九州市情報セキュリティ基本方針」「北九州市情報セキュリティ対策基準」に準ずること。

(3) データの提供に当たっては、原則として発注者から受注者へ LGWAN を通じて提供または直接手渡しするものとする。この運用ができない場合は、発注者受注者協議の上、個別に提供方法を定める。

発注者が受注者に提供するデータ

発注者は、「業務内容書」の定めに従い、以下のデータを受注者に提供する。

1. 委託業務の実施に当たって提供するもの
特定健診受診データ（最大過去5年度分）
※当事業の利用に同意が得られた者のみのデータ
2. 業務の報告のために提供するもの
特定保健指導記録用様式（csv）